



鳥取県公報

令和元年8月20日（火）
第9128号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（185）（経営支援課） 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（186）（水産課） 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正（187）（〃） 6
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正（188）（〃） 6
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（189）（中部総合事務所福祉保健局） 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（18） 7
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等（1）（労働委員会事務局） 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課） 8
◇ 調達公告	落札者の決定（空港港湾課） 9

告 示

鳥取県告示第185号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年8月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率					
農業近代化 資金の種類	利子補給率			農業近代化 資金の種類	利子補給率				
	農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		農業近代 化資金融 通法(昭和 36年法律 第202号。 以下「法」 という。) 第2条第 2項第1 号、第2 号、第4号 及び第5 号に掲げ る融資機 関が同条 第1項第 1号に掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 1号に掲 げる融資 機関が同 条第1項 第2号か ら第4号 までに掲 げる者に 貸し付け る場合	法第2条 第2項第 2号から 第5号ま でに掲げ る融資機 関が同条 第1項第 2号から 第4号ま でに掲げ る者に貸 し付ける 場合		
	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	年 1. 28 パーセント	年 1. 28 パーセント		年 0. 88 パーセント	1 規則別 表第1号 に掲げる 資金	年 1. 27 パーセント	年 1. 27 パーセント	年 0. 87 パーセント
	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	年 1. 28 パーセント	年 1. 28 パーセント		年 0. 88 パーセント	2 規則別 表第2号 に掲げる 資金	年 1. 27 パーセント	年 1. 27 パーセント	年 0. 87 パーセント
3 規則別 表第3号 に掲げる	年 1. 28 パーセント	年 1. 28 パーセント	年 0. 88 パーセント	3 規則別 表第3号 に掲げる	年 1. 27 パーセント	年 1. 27 パーセント	年 0. 87 パーセント		

資金				資金			
4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年0.88パーセント	4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.27パーセント	年1.27パーセント	年0.87パーセント
5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.28パーセント			5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.27パーセント		
6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.28パーセント			6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.27パーセント		
7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.28パーセント	年0.88パーセント	7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.27パーセント	年0.87パーセント
8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.28パーセント	年1.28パーセント	年0.88パーセント	8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.27パーセント	年1.27パーセント	年0.87パーセント
2 規則第3条第2項の利子補給率				2 規則第3条第2項の利子補給率			
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村が年		年0.035パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村が年		年0.04パーセント	
0.035パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		ト		0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		ト	

鳥取県告示第186号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和元年8月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2		漁業近代化資金	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2	法第2条第2

金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。）第 2条第 2項第 1号か ら第4 号まで に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」 と い う。）第 1条第 3号に 規定す る団体 に 限 る。）に	項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に 限 る。）に 貸し付 ける場 合	項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 まで に掲げ る者（同 項第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。）に 貸し付 ける場 合	項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 まで に掲げ る者（同 項第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。）に 貸し付 ける場 合	金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。）第 2条第 2項第 1号か ら第4 号まで に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209号。 以 下 「令」 と い う。）第 1条第 3号に 規定す る団体 に 限 る。）に	項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に 限 る。）に 貸し付 ける場 合	項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 （同 項第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。）に 貸し付 ける場 合	項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 まで に掲げ る者（同 項第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団 体 を 除 く。）に 貸し付 ける場 合
---	--	---	---	---	---	--	---	---	---

	貸し付 ける場 合				
1 規則 別表第 1号の 1に掲 げる資 金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
2 規則 別表第 1号の 2に掲 げる資 金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
略					
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
6 規則 別表第 5号に 掲げる 資金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
7 規則 別表第 6号に 掲げる 資金	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	-	-	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
9 規則 別表第 8号に 掲げる	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.08</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.28</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.88</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>

	貸し付 ける場 合				
1 規則 別表第 1号の 1に掲 げる資 金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
2 規則 別表第 1号の 2に掲 げる資 金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
略					
4 規則 別表第 3号に 掲げる 資金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
6 規則 別表第 5号に 掲げる 資金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
7 規則 別表第 6号に 掲げる 資金	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	-	-	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>
9 規則 別表第 8号に 掲げる	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.07</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年1.27</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>	<u>年0.87</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u>

<p>資金</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.035パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.035パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.035パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.035パーセント	<p>資金</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする資金</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.04パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.04パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.035パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.035パーセント								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.04パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.04パーセント								

鳥取県告示第187号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
令和元年8月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年0.07パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>	年0.08パーセント	年1.27パーセント

鳥取県告示第188号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
令和元年8月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年0.07パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>	規則別表第3号の資金	年0.08パーセント	年1.27パーセント
規則別表第7号の資金	<u>年0.71パーセント</u>	<u>年0.64パーセント</u>	規則別表第7号の資金	年0.715パーセント	年0.635パーセント
その他の資金	<u>年0.07パーセント</u>	<u>年1.28パーセント</u>	その他の資金	年0.08パーセント	年1.27パーセント

鳥取県告示第189号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障

害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月20日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター北栄	東伯郡北栄町弓原458	放課後等デイサービス	令和元年8月31日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和元年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 令和元年8月30日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 県・市町村選挙管理委員会事務局担当者研修会の開催について
 - (2) その他

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

令和元年8月20日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和元年7月10日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
門 脇 裕 之	〃	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
長 井 い ず み	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃

濱 田 由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
三 谷 裕次郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
山 本 信 善	〃	元倉吉簡易裁判所裁判官	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
田 中 穂	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
山 崎 睦	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会書記 長	〃
若 槻 千 鶴	〃	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行 委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 株式会社いない代表取締役会長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社顧問	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
名 越 あけみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	〃
林 浩 志	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	〃
宮 城 定 幸	〃	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
山 根 淳 史	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
和 田 好 生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
森 本 茂 樹	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成31年4月1日
入 江 裕 之	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成30年4月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年8月20日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和元年9月12日午前10時から午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和元年9月26日午後1時30分から午後4時30分まで	”	”

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取空港航空灯火保守点検装置 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和元年7月12日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社有電社中国営業所
広島県広島市中区西十日市町9-9 |
| 5 落 札 金 額 | 40,150,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和元年5月31日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県県土整備部空港港湾課
鳥取市東町一丁目220 |